



- ※1 年齢は、「今回の治療開始期間」欄に記載する始期の時点における年齢を記載してください。
- ※2 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。
- ※3 今回の治療にかかる、保険外の院外処方箋発行及び貴院の指導に基づく他院での治療の有無について記載してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注2) 採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。

(注3) Dについては、患者の体調悪化等により、治療を継続することは、患者の身体的・精神的負担が大きく、胚移植はもはやできないと判断された場合をさします。母体の状態を整えるため、一定の間隔をあけた後に胚移植を行う場合は一連の治療とみなすことができ、Bとして申請できます。